

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 32 回）

議事概要

1 日時

令和 2 年 4 月 27 日（月） 11 時 52 分～12 時 03 分

2 場所

官邸 4 階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

外務大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

内閣府副大臣 平 将明

内閣府副大臣 宮下 一郎

法務副大臣 義家 弘介

財務副大臣 藤川 政人

文部科学副大臣 亀岡 偉民

経済産業副大臣 松本 洋平

環境副大臣 石原 宏高

警察庁長官 松本 光弘

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣審議官（内閣情報官代理） 櫻澤 健一

内閣参事官（内閣官房副長官補代理） 田島 浩志

4 議事概要

【厚生労働大臣】

国内の発生状況は4月26日時点では感染者数は13,385人、前日比でプラス201名となっております。死亡者数は前日比3人増の351人です。国内の感染者数については、4月11日が725名、ここがピークで、ここ1週間は300人台から400人台で推移し、昨日は201名となりました。引き続き、感染拡大防止に全力で取り組んでいく必要があります。

また、4月20日に陽性者が確認された長崎のクルーズ船の件ですが、この乗員623名については、全員のPCR検査が終わり、陽性148名という結果でした。現在の対応状況は、長崎港に停泊中のクルーズ船が他に2隻ございましたが、2隻とも昨日出港いたしました。また、このコスタ・アトランチカ号の陰性の方については、外務省、国土交通省と連携して、出身国に対しチャーター機の手配を依頼し、帰国を進めているところであります。陽性判明者については、船内での対応を基本としつつ、軽症者や基礎疾患のある者に対して岸壁に医療支援拠点を設け、自衛隊及びDMATのご協力をいただき、医療支援を行うとともに、重症者については、医療機関において対応いたします。いずれにしても、しっかりした医療提供体制がとれるよう長崎県とも連携しながら進めていきたいと考えております。

【国家安全保障局長】

先ほど持ち回りの国家安全保障会議緊急事態大臣会合におきまして決定した今後の水際対策につきまして、ご報告いたします。お手元の資料に記載した14か国については、1万人当たりの感染者が多いことから、例えばカタールにおいては26人に及ぶなど、感染が広がっていることから、4月24日、外務省では感染症危険情報をレベル3「渡航中止勧告」に引き上げました。これを踏まえ、インバウンド対策として、これら14か国に14日以内に滞在歴のある外国人を入管法に基づき上陸拒否といたします。本件措置は、4月29日（水）0時から実施することといたします。今回の措置の追加により、合計で87か国と地域について、入管法に基づく上陸拒否を行うこととなり、これらの国からの入国者に対しては、空港において、関係機関が緊密に連携の上、PCR検査を確実に実施してまいります。

また、これまで講じてきた自主待機要請等の検疫強化、査証制限、航空機の到着空港の限定といった抜本的な水際対策については、世界的な感染拡大が続いている現状を踏まえ、実施期間を1か月更新することとし、5月末日まで実施することといたします。

【法務副大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、73の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。本日の政府対策本部における報告を踏まえ、ロシア連邦など、報告のあった14か国に滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、上陸を拒否することといたします。

また、当該 14 か国に滞在歴がある外国人のうち、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、4 月 28 日までに再入国許可を得て出国した場合は、原則として特段の事情があるものといいたします。一方で、4 月 29 日以降に出国した場合は、上陸申請がなされたとしても、原則として上陸を拒否することとして、渡航の自粛を要請いたします。

法務省としては、引き続き、国内への感染者の流入防止のための水際対策について、万全を期してまいり所存でございます。

【厚生労働大臣】

水際対策の強化については、4 月 29 日午前 0 時以降、新たに 14 の国が入国拒否の対象となることから、これらの地域に 14 日以内に滞在歴のある入国者についても、PCR 検査を全員に対して実施することといたします。また、引き続き、入国拒否対象地域からの入国者を含め、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請してまいります。PCR 検査の円滑な実施、待機場所や旅客者の移動手段の確保等については、引き続き関係省庁のご協力をいただきながら、取り組んでまいります

【外務大臣】

先週金曜日 4 月 24 日に新たに 14 の国の感染症危険情報レベルをレベル 3 に引き上げました。これにより、全世界合計で 87 か国・地域がレベル 3 となりました。なお、今回引き上げました 14 カ国の中にはカタールが入っておりますが、地域で唯一日本との間で運航しておりますカタール航空の定期便につきましては、引き続き運航を継続することを確認しております。

また、これまでの決定で 4 月末日までの間実施することとしていた外務省の措置ですが、一次査証及び数次査証の効力の停止、査証免除措置の停止、APEC・ビジネス・トラベル・カードによる査証免除措置の適用停止につきまして、これらの措置の対象となる国・地域に対する実施時期を更新し、5 月末日までの間、実施することといたしました。

【国土交通大臣】

国土交通省におきましては、これまで厚生労働省等と連携し、水際対策の強化に全力で取り組んできているところです。本日新たに入国拒否対象地域に追加される 14 か国のうち、現時点で日本と直行便があるのはカタールのみであります。本日の決定を踏まえ、引き続き、水際対策に万全を期してまいります。

また、長崎に停泊しておりましたコスタクルーズ社のクルーズ船については、先ほど加藤厚生労働大臣のご報告のとおりですが、国土交通省といたしましても厚労省他、関係省庁、また長崎県、市、とともに連携を深め対応に注力してまいります。

他方、ゴールデンウィークを迎え、感染拡大を食い止めるためには、水際対策に加え、広域的な人の移動を最小限にすることが重要です。そのため現在、空港や

鉄道駅等において不要不急の移動自粛を繰り返し呼びかけるとともに、羽田・伊丹空港において出発旅客向けのサーモグラフィーを設置しております。また、4月29日から高速道路で土日・祝日割引を適用しないこととし、サービスエリア・パーキングエリアにおけるレストラン等の営業自粛も要請しております。

更に、旅館・ホテル等に対し、都道府県を通じた営業自粛等の働きかけを行うなど、様々な取組みを実施しているところでございまして、4月24日には関係大臣とともに経団連・労働組合のトップへの協力要請も実施したところでございます。

引き続き、関係省庁と連携し、感染拡大防止に全力を挙げてまいります。

【内閣総理大臣】

新型コロナウイルス感染症については、全世界で感染者数が300万人に達しようとしており、拡大傾向に歯止めがかかっておりません。そのため、水際対策についても今般、更なる見直しを行うことといたしました。先週24日に感染症危険情報をレベル3の渡航中止勧告にまで引き上げた、ロシア、ペルー、サウジアラビア等の14か国について入管法による入国拒否対象地域に追加することとし、29日午前0時から効力を発効させるものとします。今回の追加により、合計87の国と地域について、入国拒否を行うこととなりますが、これら対象地域から帰国した邦人等に対しては、引き続き空港におけるPCR検査を確実に実施してまいります。

空港におけるオペレーションについては、検査結果が出るまでの待機場所としてホテル等を確保し、関係省庁が連携して対応に当たっております。今後も、陽性者を確実に把握するため、着実な対応を行ってください。

また、これまで講じてきた14日間の自主待機要請等の検疫強化、査証制限、航空機の到着空港の限定といった対策については、世界的な感染拡大が続いている現状を踏まえ、実施期間を1か月更新することとし、5月末日まで実施することといたします。

各位にあつては8割の接触削減を軸とした国内まん延防止対策はもとより、引き続き、水際対策の着実な実施に尽力してください。

以上